

農地法5条の届出について

市街化区域内の農地を転用する場合、届出が必要になります。権利の設定内容や所有権移転を伴う場合、農地法第5条の規定に基づき、手続きをしてください。

既に転用を行っている場合は、陳述書(上申書)を添付し、届出を行ってください。

◎必要な書類

全て書類提出日の直前(3 ヶ月以内)に作られたもの

1. 農地法第5条の規程による届出書 正・副 各 1 部

(訂正等がある場合は、受理できません。)

※転用目的には、「雑種地」「宅地」等の地目ではなく「個人住宅」「露天駐車場」「資材置場」等、具体的に転用目的を記入してください。

また、「分譲住宅用地」「宅地分譲」「工場用地」等の土地造成のみ、500 m²以上の開発行為を目的とする事業については、都市計画法の許可等をすでに受けているなど、転用が確実とみなされるものでなければ受付は行いません。

2. 届出地の土地登記簿謄本（登記全部事項証明書） 1 部

(電子申請謄本でもOK)

3. 届出地の位置図（地番参考図・住宅地図等） 1 部

4. 委任状（代理人が届出を行う場合） 1 部

5. その他

- ・500 m²を超え、都市計画法の許可が必要な場合は、許可書の写しの添付が必要です。
- ・農地性が疑わしい場合、別途陳謝・上申等を含む陳述書等が必要になります。
- ・登記簿謄本の住所が異なる場合、一致させるための書類（戸籍付票等）が必要となります。

※内容により上記以外の書類を求める場合がありますので、ご了承ください。

■受付締切日

原則、毎月 10 日、20 日、末日（締切日が土日祝の場合は、前日となります。）

※事務局に掲示していますので、確認して下さい。

◆受理通知書の交付

受付締切日から 10 日前後に交付します。

現在の登記地目が農地であっても、過去に転用の届出がされている場合があります。その際は過去に受理した旨の証明書を発行しますので、事前に問い合わせてください。（電話でも可）

市街化区域内の農地転用届出書を提出されるみなさんへ

泉 佐 野 市 農 業 委 員 会
泉佐野市土地改良事業団体連絡協議会

転用する農地が土地改良区の地区内にある場合には、「農地所有者は土地改良区に対して、転用する旨を通知しなければならない」旨が土地改良法に規定されていますので、該当する方は必ず土地改良区に通知してください。

なお、転用する農地が土地改良区の地区内にあるか否かについての問い合わせ、及び通知の内容等の詳細については、次の各土地改良区で確認してください。

泉佐野市土地改良区	泉佐野市安松土地改良区
下瓦屋五丁目1番40号 TEL 072-469-4755	南中安松1022番地の1 (安松町内会館2階) TEL 072-465-1200
泉佐野市上之郷土地改良区	稲倉池土地改良区
上之郷5114番地 TEL 072-467-1668	高松西一丁目2626番地の57 (泉佐野西水利会館内) TEL 072-469-4171
泉佐野市長滝土地改良区	泉佐野市日根野土地改良区
長滝2110番地の5 TEL 072-465-4148	日根野673番地の2 TEL 072-425-4181

【参考】土地改良法（一部抜粋）

(定義)

第2条 この法律において「農用地」とは、耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。

(土地改良事業に参加する資格)

第3条 土地改良事業に参加する資格を有する者は、その事業の施行に係る地域内にある土地についての次の各号のいずれかに該当する者とする。

第1項 農用地であつて所有権に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、その所有者。

(組合員)

第11条 土地改良区の地区内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者は、その土地改良区の組合員とする。

(権利義務の承継及び決済)

第42条

第2項 土地改良区の組合員が、組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合において、前項の承継又は第三条に規定する資格の交替がないときは、その者及び土地改良区は、その土地の全部又は一部につきその者の有するその土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない。

(組合員の資格得喪の通知義務)

第43条 土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者はその旨をその土地改良区に通知しなければならない。